

令和8年度から、対象世帯が拡大しました

愛媛県公立高等学校等

奨学のための給付金

授業料の無償化（高等学校等就学支援金）とは、別の制度です。

申請が必要な、返還不要の給付金です。

授業料以外の学用品費・通学費・部活動費などにあてられます。授業料が無償化されていても、この給付金は別に受け取れます。

11月の通常申請受付 令和8年 11月2日（月）～ 11月27日（金）

まだ申請がお済みでない方へ。今年度の通常申請の受付は、この期間が最後です。

年収の目安が 約490万円未満 まで広がりました。

これまで「うちは対象外」と思っていたご家庭も、今年度から受け取れる場合があります。申請しなければ受け取れません。

まず3つだけ、確認してください。



CHECK 1

保護者等が、愛媛県内にお住まいですか。

基準日（令和8年7月1日）時点で愛媛県内に住所があることが条件です。単身赴任などで保護者等のどちらか一方が県外にお住まいの場合も、対象となります。



CHECK 2

保護者等の「市町村民税・県民税所得割額」の合算額が 182,500円未満ですか。

「市町村民税・県民税所得割額」は、次のいずれかで確認できます。

①勤務先から配られる住民税の通知（特別徴収税額の決定・変更通知書／5～6月頃） ②市町から届く住民税の納税通知書 ③お住まいの市町の窓口で取得する課税証明書

これらに書かれた「市町村民税所得割額」と「県民税（道府県民税）所得割額」を足した金額が、保護者等全員分の合計で182,500円未満であれば対象です。

※所得割額の減免を受けている場合は、減免後の額で判定します。



CHECK 3

お子さんは高等学校等に在学中ですか。

平成26年4月1日以降に入学し、基準日に在学している生徒が対象です（就学支援金等の受給権者であることが必要）。

支給額 生徒1人あたり・年額／返還不要

世帯の区分	年収の目安	全日制・定時制	通信制
生活保護を受給している世帯	—	32,300円	32,300円
市町村民税・県民税所得割の合算額が非課税の世帯	約270万円未満	143,700円	50,500円
所得割額の合計が 105,500円未満 拡大	約270～380万円	47,900円	16,830円
所得割額の合計が 105,500円以上 182,500円未満 拡大	約380～490万円	35,930円	12,630円

※年収の目安は、両親の一方が働き、高校生1人・中学生1人の4人世帯の場合です。世帯構成により異なるため、実際の判定は所得割額で行います。

※専攻科は支給額が異なります。 ※きょうだいは人数分を受け取れます。

失業・離婚・病気などで収入が大きく減った方へ

家計が急変した世帯は、上記の期間以外でも随時申請を受け付けています（最終期限：令和9年3月1日（月））。まずは学校にご相談ください。

当てはまるか分からないときも、ご相談ください。

申請書の配付・提出先は、右記の事務室です。

申請書は、HPからも取得できます。QRコードはこちら→

<https://www.pref.ehime.jp/page/3913.html>



お問い合わせ・書類の提出先

弓削商船高等専門学校 学生支援係

0897-77-4621

〒794-2593 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1000